

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00038</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p>	
<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び<u>保険証券</u>において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00005。以下「約款（株）」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00006。以下「約款（不）」という。）によるもののほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条</b> 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外投資（株式等）保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00005。以下「約款（株）」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00006。以下「約款（不）」という。）によるもののほか、別に定めのある場合を除き別表の通りとする。</p>	
<p><b>第2条 ～ 第6条 (略)</b></p>	<p><b>第2条 ～ 第6条 (略)</b></p>	
<p>(対価の額等)</p> <p><b>第7条</b> 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者<u>(保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。)</u>の持ち分に相当する金額(当該保険申込者が<u>同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。</u>以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。ただし、当該財務諸表等は、公認会計士これに準ずる者の証明したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。以下同様とする。</p>	<p>(対価の額)</p> <p><b>第7条</b> 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額(以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。ただし、当該財務諸表等は、公認会計士これに準ずる者の証明したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。以下同様とする。</p>	

新	旧	備考
<p>四 ～ 六 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>約款(株)第2条第2項により特約を付した場合の当該特約対象となる各再投資先企業(被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。)に対する保険申込者の持ち分評価額の設定については、原則として、被保険投資の相手方の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</u></p>	<p>四 ～ 六 (略)</p> <p><u>七 約款(株)第2条第2項により特約を付した場合については、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等において、被保険投資の相手方の事業の一部について被保険投資の相手方が直接または間接的に有する再投資先企業の株式等として計上されている額又は再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。</u></p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>	
<p>(<u>保険期間の開始日及び終了日</u>)</p> <p>第9条 海外投資保険の<u>保険責任</u>の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、既存の保険契約の保険期間満了に</u></p>	<p>(<u>保険期間の開始日</u>)</p> <p>第9条 海外投資保険の<u>保険期間</u>の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。</p> <p><u>また、既存の保険契約の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものにあつては、既存の保険契約の保険期間の満了日の翌日とする。</u></p> <p><u>ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあつては、当該設備を投資先国等に搬入した日(当該設備を投資先国等において購入する場合にあつては、売買契約に基づき当該設備の引渡を受けた日)。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>伴い同一の投資につき継続して締結される新規保険契約の申込み(以下「更新」という。)に係るものにあつては、既存の保険契約における保険証券記載の保険期間の満了日の翌日とする。ただし、更新に係る保険契約の締結が当該満了日の属する月の翌月末よりも後になった場合についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>3 海外投資保険の保険責任の終了日は、保険証券記載の保険期間の満了日とする。ただし、約款(株)第2条第1項第2号から第4号までの事由のうち1月以上の事業の休止が生じたことにより受ける損失をてん補する場合にあつては、保険証券記載の保険期間が30年となる場合を除き、同保険期間の満了日から1月後の日とする。</u></p>		
<p>(保険期間)</p> <p><u>第10条 海外投資保険の保険期間(前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。)の最短限度は2年(ただし、前条第3項のただし書きの場合を除く。)とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。</u></p>	<p>(保険期間)</p> <p><u>第10条 海外投資保険の保険期間の最短限度は、2年とするものとする。また、<u>保険期間満了後同一の投資につき継続して新たな保険契約の締結(以下「更新」という。)をする場合の保険期間は1年を単位とする。ただし、技術提供用設備に関する権利の取得にあたっては、この限りではない。</u></u></p>	
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>	
<p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p><u>第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があつた場合には、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等又は不動産に関する権利等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。<u>ただし、被保険利益の増加を理由とした変更請求にあつては、著しい状況の悪化が認められる場合その他個別案件の事情に照らし日本貿易保険が当該変更に応じられない場合はこの限りでない。</u></u></p> <p>一 (略)</p>	<p>(取得のための対価の額等の変更)</p> <p><u>第12条 海外投資保険契約において、保険契約者から、被保険利益の増加又は減少を理由として取得のための対価の額又は配当金の額の変更請求があつた場合には、約款(株)第38条又は約款(不)第37条の「その他合理的事由がある場合」として、株式等の売却によるもののほか、それぞれ次の方法等により当該変更を認めるものとする。</u></p> <p>一 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものととして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうち被保険者の持ち分に相当する金額又は不動産に関する権利等の評価額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものととして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。</p> <p>四 (略)</p>	<p>二 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を上回る場合には、被保険利益が増大したものととして超過額を上限として取得のための対価の額の増額を認める。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額に証券記載の為替換算率を乗じて得られた額が当初の取得のための対価の額を下回る場合には、被保険利益が減少したものととして、その差額を上限として取得のための対価の額の減額を認める。</p> <p>四 (略)</p>	
<p><b>(保険契約の解約)</b></p> <p><b>第 13 条</b> <u>以下のいずれかに該当する場合には、約款(株)第 19 条及び約款(不)第 19 条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 約款(不)第 19 条にあっては、<u>被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合</u></p> <p>2 <u>保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款(株)第 19 条又は約款(不)第 19 条における「別に定める場合」として、原則として当該応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約</u></p>	<p><b>(被保険利益の消滅による解約)</b></p> <p><b>第 13 条</b> <u>約款(株)第 19 条及び約款(不)第 19 条における「別に定める場合」とは以下のいずれかとする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 約款(不)第 19 条にあっては被保険投資の目的たる不動産若しくは設備に関する権利若しくは鉱業権、工業所有権その他の権利又はこれらに類する利益が完全に消滅した場合</p>	

新	旧	備考
<p><u>の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。</u></p> <p><u>一 10%以上の付保率の引き上げ</u></p> <p><u>二 てん補事由タイプフルカバー型への変更又は1事由てん補型から2事由てん補型への変更</u></p> <p><u>三 てん補対象範囲の混合型への変更</u></p> <p><u>四 新たな特約の付保によるてん補リスクの拡大</u></p>		
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>	
<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 証券統合の対象にする<u>保険証券のうち保険契約締結日が最も早い保険証券</u>(以下「統合先証券」という。)に、他の証券(以下「被統合証券」という。)に係る証券統合の日以後の保険契約部分を統合する。</p> <p>二 ~ 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 証券統合の対象にする証券のうち保険契約締結日が最も早い証券(以下「統合先証券」という。)に、他の証券(以下「被統合証券」という。)に係る証券統合の日以後の保険契約部分を統合する。</p> <p>二 ~ 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(担保権の設定)</p> <p>第16条 約款(株)第37条第1項における「<u>質権又は譲渡担保を設定しようとするとき</u>」又は約款(不)第36条第1項における「<u>質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき</u>」とは、<u>予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。)</u>が締結される場合にあっては、<u>当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。</u></p>		
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成28年4月1日から実施する。</u></p>		

新	旧	備考
別表 (略)	別表 (略)	